あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、障害者施設等物価高騰緊急対策事業実施要綱（令和４年１１月２２日付け４福保障計第１２２３号。以下「実施要綱」という。）に基づき、物価高騰等に直面する障害福祉サービス事業所等を支援するため、あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するに当たり、あきる野市補助金等交付規則（平成７年あきる野市規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業は、実施要綱第３条第２号に定める事業であって、実施要綱第１条に定める事業の目的にかなうと市長が認めるものをいう。ただし、地方公共団体が設置する施設（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）の行う事業は除く。

　（補助対象者）

第３条　補助対象者は、令和４年１０月１日から令和５年３月３１日までの間において、東京都又はあきる野市からの指定を受け、あきる野市内で別表に掲げる障害福祉サービス等を提供する事業所を運営する法人とする。

２　前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体等から同種の補助を受ける場合は、補助対象者としない。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、令和４年１０月１日から令和５年３月３１日までに発生した、利用者に価格転嫁できない食費、光熱水費及び燃料費の物価高騰相当分とする。

２　あきる野市の委託料等で賄われている経費は、補助対象経費としない。

（補助金額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の合計から利用者の実費徴収額を除いた額と利用者の延べ利用人数に別表の中欄に定める補助基準額を乗じた額とを比較して少ない方の額とする。ただし、共同生活援助及び短期入所は、定員に別表の中欄に定める補助基準額及び右欄に定める補助対象日を乗じた額とを比較して少ない方の額とする。

２　利用者の延べ利用人数を算出するに当たっては、別表の右欄に定める日数を上限とする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金計算書（様式第２号）

（２）　あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金計算書にある補助対象経費及び利用者の実費徴収額が確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　補助金の申請期限は、次のとおりとする。

（１）　令和４年１０月１日から同年１２月３１日までの実績に基づいた申請期限は　令和５年２月１０日

（２）　令和５年１月１日から同年３月３１日までの実績に基づいた申請期限は　令和５年４月２０日

　（交付決定等）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、交付することと決定したときはあきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第３号）により、交付しないことと決定したときはあきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第４号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第７条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、市長に対して補助金の交付を請求するものとする。この場合において、申請書兼請求書を請求書として取り扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第８条　市長は、補助対象者から第５条第２項に規定する申請期限までに同条第１項の規定による申請が行われなかった場合は、補助対象者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第６条の規定による交付決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書兼請求書の補正が行われず、補助対象者の責に帰すべき事由により補助ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不正利得の返還）

第９条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要領は、令和５年１月１０日から施行する。

（この要領の失効）

２　この要領は、令和５年４月２０日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第５条第１項の規定による申請がなされた補助金に係る第６条、第７条、第８条第２項及び第９条の規定については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象サービス | 補助基準額 | 補助対象日 |
| 共同生活援助、短期入所 | １５８円 | 前期　９２日後期　９０日 |
| 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 | ４２円 | 前期 最大９２日後期　最大９０日 |
| 生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 | 前期　最大６０日後期　最大６０日 |

備考　補助対象日数の上限について、前期は令和４年１０月１日から同年１２月３１日までとし、後期は令和５年１月１日から同年３月３１日までとする。

様式第１号（第５条、第７条、第８条関係）

年　　月　　日

あきる野市長　殿

所在地

申請者　法人名

代表者名

あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（前期分・後期分）

あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要領第５条第１項の規定により、次のとおり申請します。

また、第６条の規定による交付の決定があったときは、第７条の規定により、本申請書兼請求書を請求書として、次の振込先に補助金の振込を依頼します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請（請求）金額 | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 振　　込　　先金融機関名 | 　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　信用金庫　　　　　　　　　　　　　本　店　　　　　　　　　　　農業協同組合　　　　　　　　　　　　　支　店　　　　　　　　　　 信用組合　　　　　　　　　　　　　出張所 労働金庫　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 種　　　　　目 | 普通　・　当座 | 口 座 番 号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フ　リ　ガ　ナ |  |
| 口　座　名　義 |  |

※　「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、必ず振込用の店名・口座番号を記入してください。

※　振込先の情報は、この補助金の交付目的以外には利用しません。

様式第２号（第５条関係）

あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金計算書（前期分・後期分）

法人名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害福祉サービス事業所等のサービス種別 | 事業所名称 | 補助対象経費の合計額（Ａ） | 利用者からの実費徴収分の合計額（Ｂ） | 利用者に価格転嫁できない物価高騰相当分（Ｃ）（Ａ）－（Ｂ） | 延べ利用人数×補助基準額（Ｄ） | 補助金交付申請金額（Ｃ）と（Ｄ）を比較して、少ない方の額 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

あきる野市長　　　　　　　　　　　印

あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定通知書（前期分・後期分）

年　　月　　日付けで申請のあったあきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付については、あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要領第６条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 円 |

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

あきる野市長　　　　　　　　　　　印

あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（前期分・後期分）

年　　月　　日付けで申請のあったあきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の交付については、あきる野市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要領第６条の規定により、次のとおり交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由：